

鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター運営会議規則

平成 30 年 11 月 14 日

理工研規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター組織規則(平成 30 年理工研規則第 6 号。以下「組織規則」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター運営会議(以下「運営会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 運営会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター副センター長(以下「副センター長」という。)
- (3) 組織規則第 4 条第 1 項第 3 号に定める者から理工学研究科長が指名する者 2 名
- (4) 学術研究院理工学域理学系の教授又は准教授のうちから理工学研究科長が指名する者 2 名
- (5) 学術研究院理工学域工学系の教授又は准教授のうちから理工学研究科長が指名する者 2 名
- (6) 理工学研究科等理学系事務課長
- (7) その他運営会議が必要と認めた者

2 前項第 4 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 鹿児島大学大学院理工学研究科附属天の川銀河研究センター(以下「センター」という。)の管理運営に関すること。
- (2) センターの予算決算に関すること。
- (3) その他センターの運営及び業務等に関すること。

(議長)

第 4 条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 運営会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 構成員が事故のため運営会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 運営会議が必要と認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、理工学研究科等理学系事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初の第2条第1項第4号、第5号及び第7条の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。